

市役所代表

☎ 23 5111

FAX 22 5100

土・日曜日および祝日は閉庁

◆お知らせの表記

☎…問い合わせ先

☑…申し込み先

※費用の記載がないものは無料です。

暮らし

十和田市過疎地域自立促進計画(案)に対するご意見をお寄せください

平成28～32年度の5年間で計画期間とする計画案を作成しましたので、概要をお知らせします。

この計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域に指定されている旧十和田湖町地域で行う事業について、国から財政的に有利な措置を受ける際の根拠となるものです。

受付期限 1月15日(金)

提出方法 持参、郵送、FAX、Eメール

※詳細は、市ホームページ、または課に備え付けの冊子をご覧ください。

問 政策財政課 ☎ 6710

FAX 24 9616

メールアドレス
city.towadai@g.jp

福祉課からのお知らせ

■臨時福祉給付金の申請はお済みですか

対象となるかたで、まだ申請がお済みでないかたは、お早めに申請してください。

申請期限 3月14日(月)

受付場所 福祉係

受付時間 午前9時～午後4時

持参する物 ①申請書②通帳③印鑑

④本人確認書類(保険証または運転免許証など)

※対象者全員分の本人確認書類が必要です。

問 専用電話番号 ☎ 0095

■重度心身障害者医療費受給者証等の更新手続きはお済みですか

重度心身障害者医療費受給者証等の更新手続きを行っていないかたは、平成27年10月1日以降の医療費の助成を受けることができない場合があります。必ず手続きをしてください。

受付場所 ▼福祉係

持参する物 ①印鑑②健康保険証③

現在お持ちの受給者証または決定通知書④身体障害者手帳、愛護手帳または精神障害者保健福祉手帳

問 福祉係 ☎ 6718

確認じゃ!



税務課からのお知らせ

■償却資産の申告

市内で事業(農業を含む)をされているかたは、事業に使用している資産を償却資産として申告する必要があります。

対象 平成28年1月1日現在、市内

で事業に使用している資産のうち、土地、家屋、自動車、小型特殊自動車以外の資産で取得価額が10万円以上

申告期限 2月1日(月)必着

※次のかたはご注意ください

▼申告の対象と思われるかたには12月下旬に申告書を郵送しています。

▼所有資産に変更のないかたも「増減なし」の申告が必要です。

▼税理士に依頼されるかたは、お早めに依頼してください。

▼申告用紙の控えは、自分でコピーするか、申告の際にお申し付けください。

問 家屋係 ☎ 6769

■住宅用地特例の申告

次のかたは申告してください。

対象 平成27年中に住宅・アパートなどを建てた、または取り壊した

申告期限 2月1日(月)

問 土地係 ☎ 6768



農業委員会からのお知らせ

平成27年9月の農業委員会法改正により、農業委員の選挙制度が廃止されたことから、選挙人名簿登録申請書の提出が不要となりました。

問 農業委員会事務局 ☎ 6740

■市有地を売り払います

問 管財課 ☎ 6707

番号	不動産の所在	登記地目	面積	売り払い最低価格	用途指定・条件など
1	東三番町85番6、87番1	雑種地	3,076㎡	非公表	第1種住居地域

▶売り払い方法 一般競争入札

▶現場説明会 1月14日(木) 午前9時30分 ※12日までにお申し込みください。

▶入札参加受付期間・場所 1月12日(火)～2月5日(金) (土、日曜日を除く)
・管財課

▶入札月日・場所 2月16日(火) 午前10時 市役所新館4階会議室

※入札参加受け付けをしないと入札に参加できません。